電子署名・認証に関するあるべき法制度の考察

久保井大輔
慶應義塾大学SFC研究所
kuboi@sfc.wide.ad.jp

指導教員
村井純

2000年1月31日

Abstract

近時，電子商取引をはじめ，金融，教育，医療，福祉等の社会経済活動が，インターネット上で活発に行われるようになって来ている。その際，各種データに関する本人性・非改竄性を担保するために，電子署名および認証機関による電子認証の利用が広まって来ている。

しかし，日本においては，電子署名・認証の法的取り扱いに関する明確な規範が存在しない。そのため，法的紛争の場において電子認証がどれだけの価値を有するものなのか，必ずしもはっきりしていない。

そこで，本研究では，法制度についての新しい理論を提唱することにより，電子署名・認証法案で問題となっている論点について，妥当な解決策を見出した。

具体的には，まず，「一般法・特別法必要的二段階理論」を提唱した。この理論は，従来の一般法・特別法の概念を覆し，両者を同時に制定することを要求する理論である。従来の概念では，一般法をまず制定し，必要性が生じたときのみ特別法を制定していた。しかし，この方法では，既にある一般法の上に強引に特別法を作り上げるので，社会状況の変化に柔軟に対応することが困難であった。そこで，当初から一般法と特別法を同時に作ることを要求し，かつ，一般法に規定する内容は従来よりも減らした状態で規定する新理論の必要性を提起した。

次に，この理論にのっとり，電子署名・認証法案で論点となっている「対象となる電子署名の範囲」，「電子署名の法的効力」，「認証機関に対する刑事罰」の各論点について，様々な意見の対立に柔軟に対応した妥当な解決策を見出した。

Abstract

People are doing business, finance, education, medical care, welfare and others on the Internet, and they are using a digital signature and certification authority for maintaining his/her quality and non-rewriting.

But Japan does not have the law of a digital signature and certification authority, so nobody knows the value of them on trial.

So I proposed it using the new theory of law I worked out. It is “The theory of Simultaneous Making General-law and Special-law.” Now Special-law is made after General-law, but it can not cope with the changing social environment, so my theory demanded simultaneous making General-law and Special-law.

And I proposed good antidotes about “The range of digital signature,” “The effect of digital signature,” and “The punishment for certification authority” by used my theory.

目次

表目次

図 目 次

Chapter 1

はじめに

1.1 問題の所在

近時，電子商取引をはじめ，金融，教育，医療，福祉等の社会経済活動が，インターネット上で活発に行われるようになって来ている。ところが，インターネット上での社会経済活動については，

- 通信の相手方が本当に本人であるのか
- 情報内容が途中で改竄されていないか

という点について不安を持つ人も少なくない。

そこで，インターネット上の社会経済活動において，電子署名および認証機関による電子認証の利用が広まって来ている。しかし，日本においては，電子署名・認証の法的取り扱いに関する明確な規範が存在しない。そのため，法的紛争の場において電子認証がどれだけの価値を有するものなのか，必ずしもはっきりしていない。例えば，電子署名が訴訟の場において印鑑登録証明と同等の価値を有するものなのか，という問いについては，裁判官ですら明確な返答をすることができないのが現状である。

1.2 研究の目的・意義

このような状況に鑑み，政府では，数年前から 電子署名・認証に関する法制度の整備」に関する議論を断続的に行ってきた。そして，遂に昨年，政府は一応の結論を出し，11 月 19 日には郵政省・通商産業省・法務省の 3 省合同によるパブリックコメント募集が行われた [1]。

しかし，その結論の内容は，全く見るに耐えないものであった。例えば，議論が分かれる論点については，当たり障りのない結論を出すにとどめている。また，大きな批判が予想される論点については，結論はおろか，全く言及することなく逃げ回っている。これでは，電子商取引をはじめとするネットワークを通じた社会経済活動の安定性の確保」[2] を図ることは到底不可能である。

そこで，本研究では，あるべき電子署名・認証の法制度を真に模索していくことにする。まず，第2章では，本研究の背景として，既存の研究状況とその問題点について述べる。第3章では，本研究の概要・手法と，この研究によって期待される成果について述べている。第4章では，電子署名・認証法案で対象となる電子署名の範囲について議論している。第5章では，電子署名の法的効力について議論している。第6章では，認証機関に対する刑事罰について議論している。そして，第7章では，研究成果のまとめと，今後の課題について述べている。

Chapter 2

背景

2.1　認証機関の役割

認証機関は，証明書の正確性を証明する機関である。このような証明書の正確性を証明するという性質上，重要な契約のために証明書を用いるような場合は，その公正さは厳格に担保されなければならない。真正な署名であることが確認できていないのに証明書を発行したり，ましてや故意に証明書を偽造するような不正行為が絶対にあってはならない。

また，証明機関の安全対策もしっかりしていなければならない。すなわち，証明機関のサーバに保存されている証明書が他人に盗まれてしまうと，赤の他人が勝手に成りすましを行ってしまう危険がある。このようなことがないように，証明機関のサーバは厳重なセキュリティ対策の下に置かなくてはならない。

このように，認証機関の公正さ，安全性を厳格に担保することは，インターネット社会にとって非常に重要なことである。

2.2　既存の研究状況

電子署名・認証に関する法制度整備の研究は，日本では政府主導で行われてきた。

まず，1996年7月に，法務省における「電子取引法制に関する研究会（制度関係小委員会）」が発足した。これが，日本における電子署名・認証に関する法制度整備の研究の本格的な幕開けだと言われている。本研究会は，1998年3月に『電子取引法制に関する研究会（制度関係小委員会）報告書』[3]を発表した。この報告書の第2章第4節において，電子署名に関する法的整備に関する意見が述べられている。

次に，1999年1月に，郵政省における「暗号通信の在り方に関する研究会」が発足した。本研究会は，1999年6月に『21世紀デジタル社会の暗号政策への提言』[4]と題する報告書を発表した。この報告書の第3部において，電子署名・電子認証に関する法整備の有り方に関する意見が述べられている。

さらに，1999年2月には，通商産業省における「電子商取引の環境整備に関する勉強会」が発足した。本研究会は，1999年7月に「電子商取引の環境整備の一環として

の法的課題の検討について』[5]と題する報告書を発表した。この報告書の第2章において，電子署名・認証に係る制度のあり方に関する意見が述べられている。

そして，1999年11月19日，郵政省・通商産業省・法務省の3省合同（以下「3省」という）による『電子署名・認証に関する法制度の在り方について』の公表へと至ったのである。

2.3 既存の研究の問題点

ところが，これらの報告書の内容は見るに耐えないものであった。

例えば，法整備の対象となる電子署名の範囲をどのように定めるか，という大論点がある。すなわち，法整備の対象を公開鍵暗号方式による電子署名（以下「ディジタル署名」という）に限るのか，それとも広く電子署名一般を対象とするのか，という点で意見が大きく2つに分かれているのである。しかし，上記の報告書のいずれも，何らの利益衡量もすることなく後者の結論を導いているのである。これでは，前者の見解をとる人々の腹の虫は収まらないであろう。

また，認証機関の罰則規定を定めるべきか，という大論点もある。しかし，この論点については，結論はおろか，全く言及すらしていない。この論点については，罰則肯定派と否定派が激しく対立している。どちらの結論を出したとしても，もう一方の派閥からの厳しい批判にさらされることが容易に想像される。だから，あえて言及しなかったのであろう。

このように，既存の研究は，非常に「頼りない」の一言に尽きる。

Chapter 3

論点

3.1 研究の概要・手法

本研究では，法制度についての新しい理論を提唱する。この理論を用いれば，電子署名法案でいまだ解決していない多くの論点について，妥当な解決策を見出すことができる。

3.1.1 電子署名・認証法における論点

まず，電子署名・認証法において問題となっている論点は，以下のとおりである。

1. 対象となる電子署名の範囲
    - ディジタル署名のみを法の対象とするのか，それとも全ての電子署名を対象とするのか
2. 電子署名の法的効力
    - 電子署名の推定効を法律上明文化すべきか否か
3. 認証機関の法的位置付け
    - 認証機関の資格認定制度を採用するのか否か
4. 認証機関の免許・資格認定機関
    - 認証機関の資格認定制度を採用した場合，その資格を認定するのはどの機関か
5. 認証機関に対する刑事罰
    - 認証機関の資格認定制度を採用した場合，認定認証機関に対する刑事罰を規定するべきか否か

6. 外国法との関わり
   - 外国の認証機関をどう扱うか

3.1.2　ほとんど争いのない論点

次に，上記の論点の中で，異なる意見同士の対立が比較的少なく，ほとんど解決をみている論点は，以下の論点である。

3. 認証機関の法的位置付け
   - 一定の条件を満たした認証機関には何らかの公的資格を与えるべき，という点でほとんど意見の一致をみている。
6. 外国法との関わり
   - 日本で資格認定された認証機関が外国でも同様な取り扱いをされるように，また外国で資格認定された認証機関が日本でも同様な取り扱いをされるように，相互の国際認証を図るべきという意見でほとんど一致している。

3.1.3　本研究の対象論点

そして，いまだ解決をみていない論点の中で，私が提唱する新しい理論を用いることによって解決できる論点は，以下の各論点である。

1. 対象となる電子署名の範囲
2. 電子署名の法的効力
5. 認証機関に対する刑事罰

したがって，これらの各論点について，以下検討を加えていく。

3.2　期待される成果

本研究によって，電子署名法案で議論が分かれている多くの論点について，妥当な解決策を得られるであろう。

さらに，本研究で提唱する新しい理論により，電子署名法案にとどまらず，インターネットとの関係で問題となっている法律問題がかなり解消されるであろう。

Chapter 4

対象となる電子署名の範囲

4.1 論点の概要

電子署名・認証法が対象とする電子署名は何にすべきか，という論点である。すなわち，電子署名・認証法が対象とするのはディジタル署名に限定するべきか（以下「限定説」という），それとも，今後普及・開発される新たな電子署名方式（バイオメトリクス，Signature Dynamics など）をも対象とするべきか（以下「非限定説」という），という論点である。

限定説に立てば，法律内に具体的な条文を設けやすく，法としての実効性を保てるという利点がある。しかし，この説では，技術者の間でディジタル署名以外の電子署名技術を開発しようとするインセンティブが薄くなり，結果として電子署名技術の発展が阻害される可能性がある。

一方，非限定説に立てば，電子署名・認証分野における技術開発のインセンティブを与えることができ，かつ，技術革新に対する法律の柔軟性を確保できるようになるという利点がある。例えば，新しい電子署名方式が登場したとしても，新たに法律を作る必要がなく，それまでの法律を流用できる。しかし，この説では，電子署名技術それぞれの特性に応じた具体的な規定を設けることが困難になり，抽象的な条文ができあがってしまう。その結果として，せっかく法律を作っても，法の実効性が乏しくなってしまう可能性がある。

4.2 他国の例

では，他国の法律では，どのように規定されているのであろうか。

まず，表4.1は，現在実際に運用されている各国・州の法律である。これを見ると，対象とする電子署名は限定説が有力であることがわかる。

一方，表4.2は，現在検討中の各国・地域の法案である。こちらは，全て非限定説であることがわかる。

さらに，表4.1に戻ると，古い法律（1995年~1997年に制定）ほど限定説をとっており，新しい法律（1998年以降）に非限定説が多いことがわかる。

Table 4.1: 他国の法制度

国名・州名	法律名	成立年月	対象とする電子署名
ユタ州	ディジタル署名法	1995年5月	ディジタル署名
イリノイ州	電子商取引安全法	1998年8月	全ての電子署名
ドイツ	ディジタル署名法	1997年7月	ディジタル署名
イタリア	ディジタル署名法に関する大統領令	1997年3月	ディジタル署名
マレーシア	ディジタル署名法	1997年6月	ディジタル署名
シンガポール	電子取引法	1998年7月	全ての電子署名
韓国	電子取引基本法 / 電子署名法	1999年2月	ディジタル署名

したがって，世界に趨勢は，非限定説に向かっていることが読み取れる。

4.3 3省案

このような世界の趨勢を受けて，我が国の3省案でも，非限定説を採用している。しかし，この結論を導くにあたって，非限定説のメリットにしか着目をせず，非限定説のデメリットや限定説のメリットを何ら考慮することなく結論を導いている。すなわち，「今後，技術開発により新しい電子署名が実用化されたときに，これを法整備の対象に取り入れることができるよう，できる限り，電子署名の機能に注目し，技術的に中立な観点からの定め方をしてはどうか」[2] としているのである。

確かに，非限定説を採用すれば，技術者にディジタル署名以外の電子署名技術を開発しようとするインセンティブを与えることができ，電子署名技術の発展が阻害される危険はほとんどなくなるだろう。また，技術革新に対する法律の柔軟性も保つことができるだろう。

しかし，非限定説を採用してしまうと，法律の条文がどうしても抽象的な規定になってしまう。なぜなら，あらゆる電子署名技術にオールマイティに対応できる条文

Table 4.2: 他国の法制度案（現在検討中）

国名・地域名	対象とする電子署名
EU	全ての電子署名
イギリス	全ての電子署名
アイルランド	全ての電子署名
フランス	全ての電子署名
UNCITRAL	全ての電子署名

を作ろうとすると，電子署名技術それぞれの特性に応じた具体的な規定を設けることが困難になってしまうからである。その結果，せっかくできた法律も空文化してしまい，法律の実効性を保つことができなくなってしまう。

もっとも，だからといって限定説を採用していいわけではない。なぜなら，前述のごとく，限定説を採用してしまうと，ディジタル署名以外の電子署名技術を開発しようとするインセンティブが技術者の間で薄くなり，その結果として電子署名技術の発展が阻害される危険があるからである。

4.4 「一般法・特別法必要的二段階理論」の導入

Table 4.3: 限定説・非限定説の比較

限定説	メリット	具体的な規定を設けやすく，法律の実効性を保ちやすい。
	デメリット	ディジタル署名以外の電子署名技術を開発しようとするインセンティブが薄くなる。
非限定説	メリット	技術開発のインセンティブを与える。 技術革新に法律が柔軟に対応できる。
	デメリット	抽象的な条文ができてしまい，法律の実効性が保てなくなる。

以上より，それぞれの説のメリット・デメリットをまとめると，表4.3のようになる。どちらの説を採用したとしてもデメリットが残ってしまう。なぜ，このようなことが起きてしまうのだろうか。それは，全てを1つの法律で規定しようとしてしまっているからである。

そこで，私は「一般法・特別法必要的二段階理論」という新しい理論を提唱したい。

4.4.1 従来の一般法・特別法の関係

一般法・特別法という概念は，従来から存在した概念であり，これ自体は新しくはない。通常の原則を規定する法律を一般法とよび，一般法の例外を規定する法律を特別法とよぶ。例えば，民法は一般法であり，商法はその民法の特別法である。すなわち，一般国民の行う契約の効力に関する一般的な原則を定めたのが民法であり，商人等が行う契約の効力の例外を定めたのが商法である。

一般法と特別法の規定が矛盾する場合は，特別法が優先される。なぜなら，そうでなければ，いくら特別法を制定したとしても，いつでも一般法が優先されることになってしまい，特別法を制定する意味がなくなってしまうからである。

特別法は，一般法ではまかないきれない分野が出てきたときに制定される。例えば，民法だけでは商人の迅速・円滑な取り引きをカバーしきれなくなってきたから，民法の特別法として商法が制定されたのである。

また，特別法は一般法と比較して容易に改正できるという利点がある。一般法は，前述のごとく一般原則を定めているから，これを四六時中改正すると国民生活に重大な影響を与えてしまう。しかし，特別法の場合は，一般原則を定めているわけではないので，その改正は国民生活への影響が比較的少ない。例えば，商法は平成に入ってからでも5回以上の改正が行われている。

なお，一般法や特別法とは全く別の概念として，政令というものがある。これは，法律を実際に運用していくための細かな取り決めを設定するために制定される。一般法，特別法，政令の関係は図4.1のようになる。ただし，政令については本研究では対象としない。

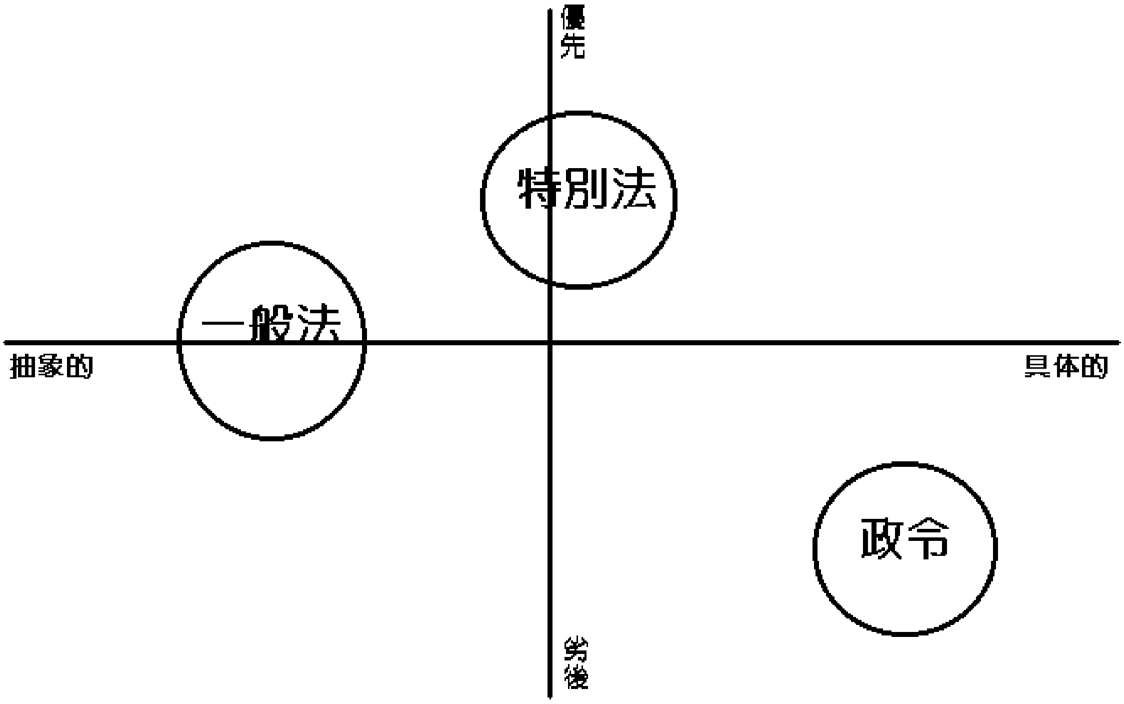

Figure 4.1: 一般法，特別法，政令の関係

4.4.2　本理論における一般法・特別法の関係

上に見てきたように，一般法が既にあることを前提として，その上に特別法が作られるのが従来の形であった。ところが，本理論は，法律制定当初から一般法と特別法を必要的に制定することを求める理論である。

本理論を電子署名・認証法に適用するとどうなるか。まず，一般法として全ての電子署名を対象とする法律を制定する。それと同時に，特別法としてディジタル署名のみを対象とする法律を制定するのである。すなわち，一般法たる電子署名法は，抽象

的でも良いからなるべく広く浅く全範囲を網羅するように制定する。一方，特別法たるディジタル署名法には，ディジタル署名の特性に応じた個別具体的な規定を設けるのである。

そして，今後新たな電子署名技術が開発された場合は，一般法たる電子署名法の上にさらなる特別法を積み重ねていけば良い。例えば，指紋による電子署名が実用化されたなら，電子署名法の上に指紋署名法という特別法を積み重ねていけば良い。図 4.2 がその概念図である。

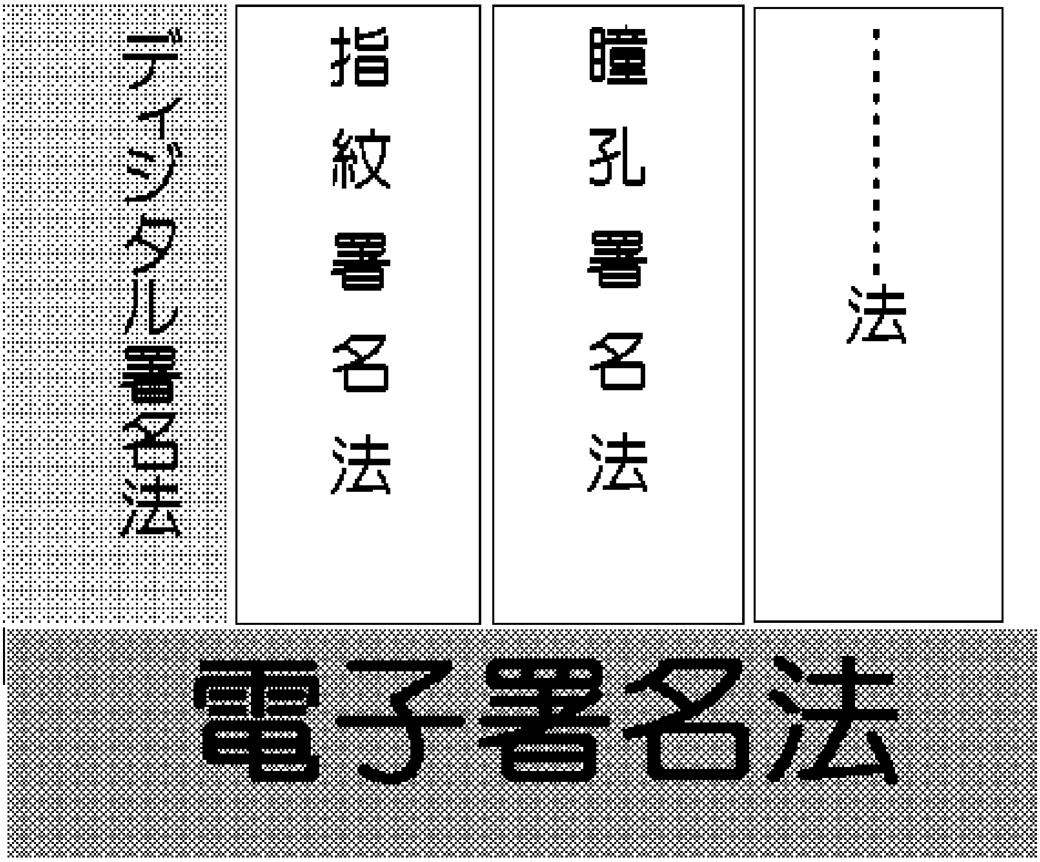

Figure 4.2: 一般法・特別法必要的二段階理論の概念図

4.4.3 電子署名・認証法への本理論の適用

このような二段構成を必要的に求めることによって，以下に述べるように，限定説および非限定説の双方のメリットを保持しつつ，見事に双方のデメリットが解消されることになる。

まず，一般法たる電子署名法を制定することにより，非限定説の「技術開発のインセンティブを与え，かつ，技術革新に法律が柔軟に対応できる」というメリットを保持することができる。また，限定説の「ディジタル署名以外の電子署名技術を開発しようとするインセンティブが薄くなる」というデメリットを解消することもできる。

一方，特別法たるディジタル署名法を制定することにより，限定説の「具体的な規定を設けやすく，法律の実効性を保ちやすい」というメリットを保持することができる。また，非限定説の「抽象的な条文ができてしまい，法律の実効性が保てなくなる」というデメリットを解消することもできる。

Chapter 5

電子署名の法的効力

5.1　論点の概要

電子署名の法的効力をいかに解するべきか，という論点である。すなわち，電子署名がなされているデータはその名義人が作成したものと推定する，いわゆる推定効を認めるべきか否か，という論点である。

5.1.1　実印の推定効

推定効とは，ある事実について，裁判における立証をしなくても立証が成功したのと同じ効果を付与しようという効力である。

民事裁判において，ある事実を立証する責任（立証責任）を負っているのは，その事実が証明されることによって有利になる立場の人である。例えば，自動車を買おうとしてディーラーと売買契約をした甲がいたとしよう。期日を過ぎても自動車が納品されないので，怒った甲は，ディーラーを被告として自動車引き渡しの裁判を起こした。この場合，自動車の売買契約が有効に成立していることが証明されれば，甲の主張は認められることになる。このとき，売買契約が有効に成立している」という事実が証明されることによって有利になる立場の人は甲である。したがって，甲が立証責任を負っていることになる。これが原則論である。

ところが，この自動車売買契約の契約書が存在し，さらに甲とディーラーの実印が押印されていたと仮定しよう。この場合，民事訴訟法第228条第4項の規定により，印鑑登録証明書の印影と契約書の印影との一致が確認されさえすれば，甲が立証を一切しなくてもこの契約書が有効に成立していると推定される。すなわち，甲は上記の立証をしなくても，証明に成功したのと同じ効果が付与されるのである。ただ，このような推定効が生じたとしても，それで終わりではない。今度はディーラー側が 売買契約は無効である」という事実の立証責任を負うことになるのである。

このように，推定効が生じるということは，立証責任が転換されるということを意味するのである。

5.1.2　電子署名の推定効

もっとも，印鑑登録証明書による推定効について規定された法律は存在しない。慣習として印鑑登録証明書に推定効が付与されているだけである。

このことから，電子署名の推定効を法律で規定すべきでないという見解（以下「消極説」という）が登場した。すなわち，公的機関が発行する印鑑登録証明書でさえ，その効力が法律で明文化されていないのだから，民間の認証機関が発行する電子証明書の効力を法律で明文化してしまうと，従来の印鑑登録証明書制度とのバランスを失するという見解である。

一方で，電子署名の推定効を法律で規定すべきという見解（以下「積極説」という）もある。すなわち，仮に本人確認の手続きが厳格になされている電子署名であれば，署名と本人の同一性という点について押印よりも信頼性が高いのだから，印鑑登録証明書制度よりも強い効力を与えるべきであるという見解である。

5.2　他国の例

では，他国の法律では，どのように規定されているのであろうか。

表 5.1は，現在実際に運用されている各国・州の法律における取り扱いをまとめたものである。

Table 5.1: 他国の法制度における法的効力

国名・州名	法律名	成立年月	電子署名の法的効力
ユタ州	ディジタル署名法	1995 年 5 月	推定効あり
イリノイ州	電子商取引安全法	1998 年 8 月	推定効あり
ドイツ	ディジタル署名法	1997 年 7 月	規定なし
イタリア	ディジタル署名法に関する大統領令	1997 年 3 月	推定効あり
マレーシア	ディジタル署名法	1997 年 6 月	推定効あり
シンガポール	電子取引法	1998 年 7 月	推定効あり
韓国	電子取引基本法 / 電子署名法	1999 年 2 月	一応の推定効あり

したがって，世界に趨勢は，積極説に向かっていることが読み取れる。

5.3　3 省案

3 省案においては，電子署名の法的効力に関する明確な記述はない。しかし，電子署名・認証について，少なくとも手書き署名・押印が果たす取引安定化，紛争防止等

の機能を持ちうるよう，早急に法整備を図り」[2] という記述はある。したがって，積極説を採用しているものと思われる。

確かに，積極説を採用すれば，印鑑登録証明書よりも強い効力を電子証明書に与えられ，技術の普及・発展に貢献するだろう。また，国際的な制度との整合性を保つことができるようになる。

しかし，ディジタル署名ならまだしも，いまだ署名の正確性が確認されていない他の電子署名にも推定効を与えてしまうのは問題であろう。すなわち，信頼性がない電子署名にも法的な効力を与えてしまうと，信頼性がある電子署名の普及すらをも害してしまう危険があるからである。

もっとも，だからといって消極説を採用していいわけではない。なぜなら，消極説を採用してしまうと，仮に印鑑登録証明書よりもディジタル署名の方が信頼できる場合でも，ディジタル署名の効力が法的に認められなくなってしまうからである。

5.4　一般法・特別法必要的二段階理論による解決

このように，どちらの説にも一理ある。そこで，ここでも一般法・特別法必要的二段階理論による解決を提案したい。この理論を適用することによって，円満な解決を図ることが可能となるのである。

まず，一般法たる電子署名法では，推定効に関する規定は設けない。すなわち，推定効を否定する規定を設けるのではなく，全く触れないようにするのである。これによって，いまだ署名の正確性が確認されていない電子署名に推定効を与えてしまうことはなくなる。仮に推定効が与えられなくても，通常の立証方法による立証は否定されていないのであるから，プラスアルファの不利益は生じない。

一方，特別法たるディジタル署名法では，推定効に関する規定を設ける。これによって，仮に印鑑登録証明書よりもディジタル署名の方が信頼できる場合に，ディジタル署名の効力を法的に認められることになる。また，現在は開発途上である電子署名も将来的に法的効力が認められる可能性がある，ということを提示できることになるから，さらなる電子署名技術の発展・普及に法律が貢献することにもなる。

Chapter 6

認証機関に対する刑事罰

6.1　論点の概要

認証機関の資格認定制度を採用した場合，認定を受けた認証機関がその義務に違反したときに刑事罰を科すべきか否か，という点で肯定説と否定説の対立がある。

肯定説は，認証機関の義務違反に対して何らかの刑罰をもって対処すべきとする見解である。前述のごとく，認証機関の公正さを担保することは非常に重要なことである。そのため，刑罰をもって公正さを強制すべきとするのが，肯定説の見解である。

一方，否定説は，認証機関に対する過剰な規制は控えるべきという見解である。すなわち，民事的な処分や行政処分でも十分に公正さを担保できるのであるから，わざわざ刑罰をもって対処する必要はないというのが，否定説の見解である。

6.2　他国の例

他国の法律の規定はどうなっているだろうか。

まず，表 6.1は，現在実際に運用されている各国・州の法律における取り扱いをまとめたものである。

次に，表 6.2は，現在検討中の各国・地域の法案における規定である。

Table 6.1: 他国の法制度における刑事罰規定

国名・州名	法律名	成立年月	刑事罰規定
ユタ州	ディジタル署名法	1995年5月	なし
イリノイ州	電子商取引安全法	1998年8月	なし
ドイツ	ディジタル署名法	1997年7月	なし
イタリア	ディジタル署名法に関する大統領令	1997年3月	なし
マレーシア	ディジタル署名法	1997年6月	あり
シンガポール	電子取引法	1998年7月	あり
韓国	電子取引基本法 / 電子署名法	1999年2月	あり

Table 6.2: 他国の法制度案における刑事罰規定

国名 ・地域名	刑事罰規定
EU	なし
イギリス	なし
アイルランド	あり
フランス	なし
UNCITRAL	なし

これらのことから，各国の法制は，肯定説と否定説とに二分していることがわかる。

6.3 3 省案

この論点について，3 省案では全く言及されていない。これほどの大論点に一言も触れないとは，はなはだ疑問である。おそらく，肯定説を採用すれば否定説派からの激しい反論にあい，否定説を採用すれば肯定説派からの激しい反論が容易に予想されることから，あえて穏健な道を選んだものと考えられる。

とにかく，全く情けない。

6.4 一般法 ・特別法必要的二段階理論による解決

そこで，一般法 ・特別法必要的二段階理論による解決を試みたい。

6.4.1 一般法の規定

まず，一般法で刑罰規定を設けることは，罪刑法定主義の観点から許されないことであると考える。

罪刑法定主義とは，国家が国民に刑罰を科す場合，法律に罪として規定された行為に対してしか刑罰を科すことができないという考えである。日本では，憲法 31 条において，罪刑法定主義を採用している。そして，この罪刑法定主義を具体化するための原理 ・原則が 5 つある。その中の 1 つに 「明確性の原則」というものがある。本件では，この原則に違反する可能性が濃厚なのである。

明確性の原則とは，通常の判断能力を有する一般人の理解において，その刑罰規定の適用を受けるかどうかの判断が可能でないような刑罰規定は，規定してはならないという原則である。刑罰というものは，国民の権利を直に制限できる強力な権限である。このような刑罰の規定があいまいに規定されていると，国民としては何をすれば罰せられて，どこまでやっても罰せられないのかを判断することができなくなる。その結果として，日常生活におけるあらゆる行動を躊躇せざるを得なくなり，安心かつ

平穏な国民生活を送ることができなくなる。したがって，刑罰規定は，何が罰せられて何が罰せられないのか，を明確に規定しなければならないのである。

このような観点から見たときに，一般法たる電子署名法で刑罰規定を設けることは，明確性の原則に反すると考えられるのである。すなわち，前述のごとく，そもそも電子署名法はある程度抽象的に規定することが前提とされている。とすれば，刑罰規定も抽象的な規定となってしまい，明確性を維持することができなくなってしまうのである。

したがって，一般法で刑罰規定を設けることは，罪刑法定主義の明確性の原則に反し，許されないと考える。

6.4.2　特別法の規定

一方，特別法で刑罰規定を設けても，罪刑法定主義には反しない。ただし，刑罰規定を設けることが許されるとしても，さらに刑罰規定の必要性があるのかが問題となる。

確かに，認証機関の違法行為は非刑罰的な行政処分によっても抑止が可能である。例えば，認証機関としての指定の取り消しなどによっても違法行為を抑止できる。

しかし，認証機関の違法行為は裁判の勝ち負けに大きく影響する。判決までにその違法行為が発見されればいいが，発見されなかった場合は，負けなくていい人が負けてしまって，その人の人生を大きく狂わせることになる危険性すらある。例えば，甲とディーラーの自動車売買契約書にディジタル署名がなされていたとしよう。しかし，甲のディジタル署名は，ディーラーと認証機関が共謀して偽造したものであった。この場合，判決までに偽造が発見されず，かつ甲が売買契約不成立を立証できなければ，甲は多額の損害賠償を払わなくてはならなくなるのである。このように，認証機関の違法行為は，人の人生を大きく狂わせることになる危険性がある。したがって，認証機関の違法行為を可能な限り抑止するため，必要最小限度の刑罰規定を設けることは仕方がないと考える。

もっとも，刑罰規定を設けるのは，違法行為をした認証機関を罰するのが目的ではなく，無実の国民を保護することが本来の目的である。したがって，刑罰規定はかなり限定した形で設けるのが適当である。例えば，違法行為をしたが誰にも不利益が生じなかった場合は不可罰にする，などの処置が必要であろう。

Chapter 7

おわりに

7.1 研究成果

以上みてきたとおり，既存の概念では解決できなかった電子署名・認証法の各論点について，一般法・特別法必要的二段階理論を導入することによって無難に解決することができた。すなわち，様々な意見や要望をできる限り反映させた法制度を提案することができたのである。

また，一般法・特別法必要的二段階理論は，電子署名・認証法の問題だけではなく，インターネットがらみで論点となっている多くの法律問題をも無難に解決してくれる可能性を持つ。例えば，著作権法の問題などは，その典型例である。すなわち，まずは現在の著作権法を完全に廃止する。次に，どの分野にも（既存の書物でもディジタルコンテンツでも）共通する規範を集めて一般法を作る。それと同時に，各分野プロパーの特別法を個々に制定するのである。これによって，いかなる形態のコンテンツであろうとも，全体として調和の取れた法制度を構築することが可能となるのである。

7.2 今後の課題

電子署名・認証法については，「認証機関の免許・資格認定機関」という論点が解決していない。すなわち，認証機関の資格認定制度を採用した場合，その資格を認定するのはどの機関か，という論点については，一般法・特別法必要的二段階理論をもってしても解決できない論点なのである。3 省案においてもこの論点には言及がない。したがって，早急な解決が必要となろう。

また，他のインターネットがらみの法律問題の解決も急がなければならない。一般法・特別法必要的二段階理論の普及が，今後の課題となろう。

謝辞

本研究を進めるにあたってご指導頂きました，慶應義塾大学環境情報学部教授の村井純博士に感謝いたします。また，絶えずご指導とご助言を頂きました慶應義塾大学政策・メディア研究科の石橋啓一郎氏，村上陽子氏に感謝いたします。

並びに，本研究を進める上で，様々な議論をし，助言してくださった慶應義塾大学村井研究室研究グループ“PIE”の諸氏に感謝して謝辞と致します。

Bibliography

[1] 郵政省・通商産業省・法務省「電子署名・認証に関する法制度の整備について」
http://www.mpt.go.jp/top/ninshou-law/public-comment991119.html, 1999.

[2] 郵政省・通商産業省・法務省「電子署名・認証に関する法制度の在り方について」
http://www.mpt.go.jp/top/ninshou-law/public-comment991119.html, 1999.

[3] 法務省「電子取引法制に関する研究会（制度関係小委員会）報告書」
http://www.moj.go.jp/PRESS/980300-1.htm, 1998.

[4] 郵政省「21世紀デジタル社会の暗号政策への提言」
http://www.mpt.go.jp/policyreports/japanese/group/internet/ninshou/index.html, 1999.

[5] 通商産業省「電子商取引の環境整備の一環としての法的課題の検討について」
http://www.miti.go.jp/report-j/gdensy0j.html, 1999.